

別記様式第一

河川現況台帳調書(甲)													
水系名		水系指定年月日							水系指定政令番号				
河川 番号	河 川 名									河川 指定 年月 日	公示 番号	関係事 務所名	摘 要
	本	1	2	3	4	5	6	7					
調製年月日									()				

備考

- 1 用紙は、上質のものとする。
- 2 二級河川又は準用河川については、「水系指定年月日」及び「水系指定政令番号」の欄は、記載しないこと。
- 3 河川法施行法第2条の規定により二級河川となつた河川については、「河川指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、「摘要」の欄に旧河川法施行規程第1条若しくは第2条又は旧河川法準用令第1条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。
- 4 昭和47年5月31日以前に指定された一級河川については、「公示番号」の欄には、政令番号を記載すること。

河川現況台帳調書(乙)

	水系名	河川番号	河川名	図面番号	
河川	指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 間	延 長	摘 要
				km	
指定 区間	指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 間	延 長	摘 要
				km	
指定 都市の 長が 管理 を行う 区間	指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 間	延 長	摘 要
				km	
備 考					
	調製年月日		()		

備考

- 1 用紙は、上質のものとする。
- 2 河川法施行法第2条の規定により二級河川となつた河川については、「河川」の欄中「指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、同欄中「摘要」の欄に旧河川法施行規程第1条若しくは第2条又は旧河川法準用令第1条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。
- 3 特別指定区間内の一級河川又は指定河川について、これらに関する事項を「指定区間」の欄に記載すること。
- 4 昭和47年5月31日以前に指定された一級河川については、「河川」の欄中「公示番号」の欄には、政令番号を記載すること。

河川現況台帳調書(乙の2)

種別

自記
テレ 日流量年表

(西暦 年)

水系名 日 \ 月	河川名		基準地点		フリガナ 所在地								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
計
平均
流況	最大流量 (m ³ /sec)	豊水流量 (95日水位)	平水流量 (185日水位)	低水流量 (275日水位)	渇水流量 (355日水位)	最少流量 (m ³ /sec)	年平均流量 (m ³ /sec)	年総量 (×10 m ³)					
	月日時					月日時							

備考

- 1 用紙は、上質のものとする。
- 2 年平均流量は、小数点以下第2位を四捨五入する。年総量は、小数点以下第3位を四捨五入する。

種別

河川現況台帳調書(乙の3)
普通自記
日水位年表

(西暦 年)

水系名 日 \ 月	河川名		基準地点		フリガナ所在地								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
計
平均
位況	最高水位 (m)	豊水位(m) (95日水位)	平水位(m) (185日水位)	低水位(m) (275日水位)	濁水位(m) (355日水位)	最低水位 (m)	平均低水位 (m)	年平均水位 (m)					
	月日時					月日時							

備考

- 1 用紙は、上質のものとする。
- 2 平均低水位及び年平均水位は、小数点以下第3位を四捨五入する。

河川現況台帳調書(丙の1)

水系名		河川名		図面番号	
河川区域	指 定 日 年 月 日	公 示 号 番 号	区 域 の 概 要	図 番 号	摘 要
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の1の2)

水系名		河川名		図面番号	
指 年 月 日	公 番 示 号	区 域 の 概 要		図 番 面 号	摘 要
河 川 立 体 区 域					
調製年月日					

河川現況台帳調書(丙の2)

水系名		河川名		図面番号	
河川保全区域	指 定 日 年 月 日	公 示 号	区 域 の 概 要	図 番 号	摘 要
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の3)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 日 年 月 日	公 示 号	区 域 の 概 要		図 番 号	摘 要
河 川 予 定 地					
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の3の2)

水系名		河川名		図面番号							
指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 域 の 概 要		図 番 番 号	摘 要						
河川保全立体区域											
調製年月日						()					

河川現況台帳調書(丙の3の3)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 域 の 概 要		図 番 番 号	摘 要
<div style="display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; padding-right: 10px;">河川予定立体区域</div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>					
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の3の4)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 域 の 概 要		図 番 面 号	摘 要
高規格堤防特別区域					
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の3の5)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 域 の 概 要		図 番 面 号	摘 要
樹 林 帯 区 域					
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の3の6)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 年 月 日	公 示 番 号	区 域 の 概 要		図 面 番 号	摘 要
特 定 樹 林 帯 区 域					
調製年月日				()	

河川現況台帳調書(丙の4)

水系名		河川名		図面番号	
指 定 日 年 月 日	公 示 号	区 域 の 概 要	図 番 号	摘 要	
土地の掘削等の不許可区域					
調製年月日		()			

河川現況台帳調書(丙の5)

水系名		河川名		図面番号	
名称又は種類	位置	完成年	構造又は能力	図面番号	摘要
主要な河川管理施設の概要					
調製年月日					

()

河川現況台帳調書(丙の6)

				種 類			
水系名		河川名		図面番号			
河川の使用の許可等の概要	件名	許可等を受けた者	位置	許可等の年月日及び番号	許可等間	図面番号	摘要
調製年月日				()			

備考

- 1 用紙は、上質のものとする。
- 2 河川法施行法第13条又は第14条の規定により河川保全区域又は河川予定地とみなされたものについては、調書(丙の2)又は(丙の3)の「指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、「摘要」の欄に旧河川法施行規程第3条又は旧河川予定地制限令第2条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。
- 3 調書(丙の6)の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「種類」の欄には、次の表の記号により許可等の種類を記載すること。

記号	許可等の種類
A	水利使用に関する法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可又は法第23条の2の登録
B	法第24条の許可(水利使用又は法第26条第1項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。)
C	土石その他の河川の産出物の採取に関する法第25条又は第27条第1項の許可(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。)
D	工作物の新築、改築又は除却に関する法第24条又は第26条第1項の許可(水利使用に関するもの又は法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第24条の許可を除く。)
E	法第27条第1項の許可(水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。)
F	法第28条の規定に基づく許可
G	工作物の新築又は改築に関する法第55条第1項第1号又は第2号の規定による許可
H	法第55条第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改築に関するものを除く。)
I	工作物の新築又は改築に関する法第57条第1項第1号又は第2号の規定による許可
J	法第57条第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改築に関するものを除く。)
K	工作物の新築、改築又は除却に関する法第58条の4第1項第1号から第3号までの規定による許可
L	土地の掘削、切土又は盛土その他土地の形状を変更する行為に関する法第58条の4第1項第1号又は第3号の規定による許可(工作物の新築、改築又は除却に関するものを除く。)
M	法第58条の4第1項第3号の規定による許可(工作物の新築、改築若しくは除却又は土地の掘削、切土若しくは盛土その他土地の形状を変更する行為に関するものを除く。)
N	工作物の新築又は改築に関する法第58条の6第1項第1号又は第2号の規定による許可
O	法第58条の6第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改築に関するものを除く。)

- (2) 当該許可又は登録に関し、法第33条第1項若しくは第2項(法第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第34条第2項の規定による地位の承継があつたとき、又は法第75条第1項若しくは第2項の規定による処分があつたときは、「摘要」の欄にその旨を記載すること。
- (3) 法第87条又は河川法施行法第20条第1項の規定により法の規定による許可又は登録とみなされたものについては、「許可等の年月日及び番号」の欄は記載しないものとし、「摘要」の欄にその旨を記載すること。
- (4) 水利使用に係るものにあつては、「摘要」の欄に別記様式第二の水利台帳調書(甲)番号及び別記様式第二の二の水利台帳調書番号を記載すること。